

重要事項説明書 介護予防・日常生活支援総合事業

指定介護予防通所サービスプレイフル深阪 重要事項説明書

あなたが利用しようと考えている介護予防通所サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「介護予防通所サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（令和6年4月1日施行）」第8条の規定に基づき、介護予防通所サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 介護予防通所サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社 大月
代表者氏名	代表社員 大月 真以子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府岸和田市下池田町3丁目11番36号 TEL：072-246-9962
法人設立年月日	2024年6月11日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	スポーツデイサービスプレイフル深阪
介護保険指定 事業所番号	2796100374
事業所所在地	大阪府堺市中区深阪1丁13-83エクセル深阪108号
連絡先 相談担当者名	TEL：070-6573-4236 FAX：072-246-9962 管理者 大月 陽介
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市（中区・南区・東区・西区）
利用定員	1日24名（1単位目12名、2単位目12名）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	合同会社 大月が設置する指定通所介護スポーツデイサービスプレイフル深阪（以下「事業所」という）において実施する指定通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従事者」という）が、要支援状態の利用者に対し、適切な要支援状態のご利用者様に介護を提供する事を目的とする。
運営の方針	1 介護予防通所サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。 2 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 介護予防通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（令和6年4月1日施行）、に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	8時から17時までとする

(4) サービス提供時間

サービス提供日	1の単位 月曜日から金曜日まで。2の単位 月曜日から金曜日まで
サービス提供時間	1の単位 9時00分から12時00分までとする 2の単位 13時30分から16時30分までとする

(5) 事業所の職員体制

管理者	大月 陽介
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所サービス計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ介護予防通所サービス計画を交付します。 5 介護予防通所サービスの実施状況の把握及び介護予防通所サービス計画の変更を行います。	常 勤 1 名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、介護予防通所サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	2 名
看護師・ 准看護師 (看護職員)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 名
介護職員	1 介護予防通所サービス計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	4 名
機能訓練 指導員	1 介護予防通所サービス計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
介護予防サービス計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防通所サービス計画を作成します。 2 介護予防通所サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 介護予防通所サービス計画の内容について、利用者の同意を得たときは、介護予防通所サービス計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について介護予防通所サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 介護予防通所サービス従業者の禁止行為

介護予防通所サービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 介護保険サービスで提供するサービスの単位数について

サービス 提供時間 事業所区分 要介護度	3時間	※1月あたりの費用	
	基本単位	ご利用者様負担額 1割	ご利用者様負担額 3割
要支援1	1798単位	1,823円	5,469円
要支援2	3621単位	3,672円	11,016円

※堺市中区は5級地のため加算は10.45

※処遇改善加算Ⅰ

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

4 その他の費用について

ドリンク代 マシンメンテナンス費 レクリエーション素材費	1回につき300円頂きます。
24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。
おむつ代	100円（1枚当たり）運営規程の定めに基づくもの
バスタオル代	100円（1枚当たり）運営規程の定めに基づくもの
フェイスタオル代	100円（1枚当たり）運営規程の定めに基づくもの

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び介護予防通所サービス計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望または心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る介護予防通所サービス計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお、引き続き、計画時間数とサービス提供時間が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防通所サービス計画の見直しを行います。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の２６日までに、事業者指定口座から自動引き落としでのお支払いをしていただきます。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から１４日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防通所サービス計画」を作成します。なお、作成した「介護予防通所サービス計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「介護予防通所サービス計画」に基づいて行います。なお、「介護予防通所サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 介護予防通所サービス従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 利用者は介護予防通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を介護予防通所サービス従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにしてください。

7 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護や虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

① 虐待の防止に関する責任者を選定しています。

虐待の防止に関する責任者	大月 陽介
--------------	-------

② 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催しています。また、結果を従業員へ周知しています。

③ 虐待の防止のための指針を整備しています。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。

⑥ 成年後見制度の利用を支援します。

⑦ その他虐待の防止のための必要な措置を講じます。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組み（研修の実施等）を積極的に行っています。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する介護予防通所サービスの提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損 害 賠 償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保険名	賠償責任保険
	保障の概要	職業危険賠償

12 心身の状況の把握

介護予防通所サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 介護予防通所サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「介護予防通所サービス計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 介護予防通所サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（施設長 大月陽介 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しています。

- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っています。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 5 月・11 月）

- ④ 事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- （1） 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、必要に応じて保健所の助言、指導を求めます。

- （2） 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上開催しています。また、結果を従業員に周知しています。

- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業員に感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めています。

- ② 介護予防通所サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、介護予防通所サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上運営推進会議を開催しています。

- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表しています。

18 業務継続計画の策定等について

- （1） 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」と言います。）を策定しています。

- （2） 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。

- （3） 定期的に業務継続計画の見直し及び変更を行っています。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した介護予防通所サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口】 スポーツデイサービスプレイフル深阪 お客様相談・苦情 担当窓口：大月 陽介	所 在 地 堺市中区深阪 1 丁 1 3 - 8 3 エクセル深阪 108 号 電話番号 070-6573-4236 ファックス番号 072-246-9962 受付時間 8：00～17：00
市町村（保険者）の窓口】 堺市保健所相談窓口 堺市健康福祉局福祉推進部介護保険課	所 在 地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号本館 7 階 電話番号 072-228-7513 受付時間 9：00～17：30 (土日祝・年末年始は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 大阪府高齢介護室 施設課	所 在 地 大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 F N ビル内 電話番号 06 - 6949 - 5418 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・年末年始は休み)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「堺市介護予防通所サービス事業者の指定並びに介護予防通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 6 年 4 月 1 日施行）」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	岸和田市下池田町 3 丁目 11-36
	法 人 名	合同会社 大月
	代 表 者 名	大月 真以子
	事 業 所 名	スポーツデイサービスプレイフル深阪
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

代理人	住 所	
	氏 名	続柄：